

令和 7 年

第 6 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和7年第6回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水)午後1時30分～午後2時53分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (18名)

- 1番 米澤 実
- 2番 片岡 寛之 (副会長)
- 3番 板東 由裕
- 4番 赤松 晃一
- 5番 糸谷 徳文 (中立委員)
- 6番 新見 正美 (会長)
- 7番 坂東 満二郎
- 8番 江東 幸和
- 9番 唐渡 義伯
- 10番 天満 仁
- 11番 森本 定
- 12番 古本 義春
- 13番 大村 敏信 (副会長)
- 14番 金山 敬治
- 15番 竹内 正法
- 16番 篠原 安博
- 17番 武澤 守
- 19番 十川 幸利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (1名)

- 18番 十川 昭夫

5. 議事録署名委員

- 10番 天満 仁
- 11番 森本 定

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）  
第4号議案 非農地証明について  
第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）  
第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）  
第7号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について  
（諮問）  
第8号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他  
事務の実施状況の公表について

- 報告第1号 使用貸借による解約書について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

#### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭  
係長 原田裕人  
係長 原田昂  
主事補 植原諒

#### 8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】ただ今から、令和7年第6回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

##### 【議長】

みなさんこんにちは、本日は何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。梅雨に入りましてうっとうしい天気が続いておりますが、どうぞお体には十分ご留意されまして頑張っていたきたいと思います。

それでは、簡単なご挨拶ではございますが、総会のほうに移らせていただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

##### 【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、18名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

す。

**【議 長】**

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、10番天満委員、11番森本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

本日の議案は、第1号から第8号までの8議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

**【議 長】**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（委員会処分）についてですが、今月の申請は、18件で、内訳としまして、区分地上権の設定が、4件、売買が、13件、贈与が、1件となっております。議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧ください。登記地目は、田、現況地目が、畑 2筆 面積は、1514㎡ 契約内容は、区分地上権の設定となっております。営農を継続する太陽光発電設備の場合は、農地は農地として利用しますが、土地の空中に太陽光パネル等を設置しております。この太陽光パネルの権利を守る場合、地上権の設定が必要でありますので、今回申請がありました。農林水産省からの課長通知により、5条許可の申請と同時に3条許可申請を行い、併せて許可判断を行うこととされています。また許可日についても、5条許可と同日付で行うこととなります。農地法第5条の規定による許可申請が出ておりますので、詳細については後ほど、そちらの方でご

説明いたします。

続きまして、案件番号2番、地図は、3ページ、4ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑1筆 面積は、1091 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人が従事していき、白菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、5ページ、6ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑1筆 面積は、2340 m<sup>2</sup> 契約内容は、番号1番と同じです。

続きまして、案件番号4番、地図は、7ページ、8ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑2筆 面積、1371 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻とで従事していて、蜜柑と柿を作付けされております。申請地にも、蜜柑や柿を作付けする予定です。

続きまして、案件番号5番、地図は、9ページ、10ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑2筆 面積は、2419 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、梅を栽培されております。申請地にも、梅を栽培する予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、11ページ、12ページをご覧ください。登記現況地目とも、田1筆 面積は、461 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人と夫が農作業に従事していて、主に水稻やジャガイモを作付けされております。申請地には、ジャガイモを作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、13ページ、14ページをご覧ください。登記現況地目とも、田1筆 面積、1084 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人と子、子の妻が農作業に従事していて、主に水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号8番、地図は、15ページから17ページをご覧ください。登記現況地目とも、田3筆 面積、882 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人と子、子の妻が農作業に従事していて、主に水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号9番、地図は、18ページから20ページをご覧ください。登記現況地目とも、田5筆 面積、1877 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人と子、子の妻が農作業に従事していて、主に水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号10番、地図は、21ページ、22ページをご覧ください。登記現況地目とも、田2筆 面積、1610 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号11番、地図は、23ページ、24ページをご覧ください。登記地目が、田 現況地目が、畑1筆 面積、559 m<sup>2</sup> 契約内容は、贈与とな

っております。譲受人が農作業に従事していて、水稻や白菜を作付けされております。申請地には、白菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号12番、地図は、25ページ、26ページをご覧ください。登記現況地目とも、田 1筆 面積、568㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻とで農作業に従事していて、水稻、葱、ブロッコリーを作付けされております。申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号13番、地図は、27ページ、28ページをご覧ください。登記現況地目とも、田 1筆 面積、615㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻とで農作業に従事していて、水稻、葱、ブロッコリーを作付けされております。申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号14番、地図は、29ページ、30ページをご覧ください。登記現況地目とも、畑 1筆 面積、175㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人は、現在、県外在住ですが、申請地に隣接しております居宅も購入し、移り住む予定です。譲受人が農作業に従事していき、申請地には、ジャガイモや玉葱を作付けする予定です。

続きまして、案件番号15番、地図は、31ページから33ページをご覧ください。登記地目は、田 現況地目は、畑 7筆 面積は、6332㎡ 契約内容は、番号1番と同じです。

続きまして、案件番号16番、地図は、34ページ、35ページをご覧ください。登記地目は、田 現況地目は、畑 2筆 面積は、2075㎡ 契約内容は、番号1番と同じです。

続きまして、案件番号17番、地図は、36ページから39ページをご覧ください。登記現況地目とも、田 5筆 面積、5247㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と両親とで農作業に従事していて、水稻、レタス、ブロッコリーを作付けされております。申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号18番、地図は、40ページ、41ページをご覧ください。登記現況地目とも、田 1筆 面積、186㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号1番は、地上権の設定ということで今管理ができており、問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。譲渡人の親が亡くなり、困っていたところ譲受人と売買が決まり、草も刈っており何ら問題がないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・4番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。案件番号3番に関しては、営農型太陽光であり、現場を確認したところ管理ができていたので、問題ないと思われれます。また、案件番号4番に関しては、長年耕作放棄地だったんですが、この度売買契約ができたということで問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を5番糸谷委員にお願いします。

○5番（糸谷委員）5番糸谷です。23日に譲渡人の方に電話で聞き取り、昨日現地調査をしてきました。元々、譲受人の方が梅畑の管理をしていたことで、今回話がまとまったということです。事務局説明通り問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては事務局の通りで、23日に現地調査し、申請人から聞き取りをしたところ、親から相続した子のうちの一人がじゃがいもを作付けしており、引き続き作付けすることであり、問題ないと思います。

**【議 長】**

つづきまして、番号7番・8番・9番・10番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。案件番号7番から9番までは、譲渡人が高齢者で農業ができないので、この辺の土地を集約している譲受人が管理します。10番の土地は、いずれ交換という話もあり、問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号11番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。譲渡人がなくなり、子供がいるんですが県外で、農業ができないので、譲受人の近くに土地があり、問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号12番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。案件番号12番ですが、譲受人が耕作面積拡大ということで、今回売買の話が決まりました。水稻の作付けをしており、何ら管理等の問題もないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号13番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。23日に現地調査してきました。現状、土地は作付けしていませんが、管理は綺麗にされておりますので、引き続き耕作するには、何ら問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号14番・15番・16番を14番金山委員にお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。14番ですが電話で確認したところ、宅地も買って移住する計画だということで、問題はないと思います。15番と16番は、営農型太陽光でドクダミをつくっており、今回更新ということで問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号17番・18番を17番武澤委員にお願いします。

○17番（武澤委員）17番武澤です。17番につきましては、高齢ということで、土地を貸していたんですが、今回所有権移転という運びとなりました。水稻を耕作されておりましたので、特に問題ないと思います。18番につきましては、譲受人が以前から耕作をしており、適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処

分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消し願について(知事処分)を、説明いたします。番号1番と2番は同じ内容なのでまとめて説明いたします。地図資料42ページ、43ページを併せてご参照ください。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり前回の許可は「営農型太陽光発電施設」地目は、田 面積は、計2,273㎡の内0.49㎡ 「賃借権の設定」です。番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり前回の許可は「営農型太陽光発電施設」地目は、田及び畑 面積は、計2,026㎡の内0.63㎡ 「賃借権の設定」です。番号1及び2の申請地は、令和5年6月25日開催の阿波市農業委員会総会で審査して頂き令和5年7月27日付けで一時転用の許可が下りておりました。しかし、その後資材の高騰や営農型での基準も変わり太陽光パネル設置をせず、そのまま耕作をしていくこととなったため取消し願が提出されました。現在の農地の状態は太陽光パネルの設置も無く耕耘した状態であるため復元工事も発生しないと思われまます。

以上第2号案件の農地法第5条の規程による許可の取消し願について説明を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から第2号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田） それでは、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。また営農型太陽光の更新申請については、同じ転用者・同じ転用目的ですので、まとめて説明します。まず、議案書7ページの番号1 地目は、全て田 面積は、併せて1,514㎡の内4,524㎡ 地図資料44ページを併せてご参照ください。次に番号9 地目は、畑 面積は、2,340㎡の内6,062㎡ 地図資料60ページを併せてご参照ください。次に番号15 地目は、全て田 面積は、併せて6,332㎡の内12,898㎡ 地図資料76ページを併せてご参照ください。次に番号16 地目は、すべて田 面積は、併せて2,075㎡の内4,953㎡ 地図資料79ページを併せてご参照ください。

以上4件は、令和4年5月から7月にそれぞれ営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、更新申請を行うものです。概要をまとめて説明します。太陽光設備を設置する者は、●●●で、実際に営農する者は、●●●です。「どくだみ及びサカキ」を栽培しています。「どくだみ」ですが、太陽光発電設備下部での「どくだみ」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である●●●から添えられております。「サカキ」についても、太陽光発電設備下部での栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である●●●より添えられております。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2m以上で、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われまます。収量についてですが、「どくだみ」の地域単収は、平成4年の日本林学会九州支部研究論文集と●●●の栽培実績より、10アール当たり2,860kgとしています。今回のパネル下部での単収見込は、10アール当たり2,500kg、地域単収に対し、約87%の収穫を計画しております。サカキの地域の平均的な単収は、東京都青梅市のデータから定植後5年目からは10アール当たり2940本、申請地の単収見込は2340本で80%を予定しています。阿波市での収穫後は、東京都青梅市に配送し、●●●で加工後に、全国へ出荷する予定となっております。次に、労働力の確保についてですが、●●●としての従業員は6名、他は●●●「シルバー人材センター」●●●等から必要に応じて作業員を確保しています。利用については、お茶加工、化粧品、家畜用の飼料として販売を行っております。現在は原料としての出荷が主ですが加工品としての販売に移行し、収益の増加を図る予定です。現在の●●●のドクダミの収穫量は、令和6年の実績で一部8割収量を達成している圃場もありますがほとんどの圃場ではそこまでの収穫量が出ていません。しかしながら令和5年の収穫量よりも増加

してきております。サカキについては育成途中の圃場もありますが概ね8割収量を達成出来ております。今回の更新申請における番号1以外の圃場では目標数量を達成するためサカキを新たに植付け収量の増加を図って行きます。

以上のことから、事業計画及び営農計画は概ね適切であると思われ許可やむおえないと思われま。

○事務局（原田） それでは残りの申請について説明させていただきます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて831㎡ 転用目的は、「資材置場路」で、「所有権の移転」です。地図資料46ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「阿波市立一条小学校」から南東へ300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請地は現所有者が農業をする目的で昨年購入した土地です。しかし、県外にいる親族が体調を崩し、介護が必要になったため現所有者も県外にいる親族のもとへ急遽転居いたしました。そういった事情で本申請地の管理に苦慮していたところ、近隣で●●●を営んでおり資材置場が不足していた申請者と話がまとまりこの度の申請にいたりしました。土地の造成については、●●●の土地は山土を入れた後不陸整正して利用、●●●の土地は現況のまま利用し、土砂の流出等の恐れはないものと思われま。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。

続きまして、番号3番と4番は同じ内容のため、まとめて説明いたします。番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、842㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料48ページを併せてご参照ください。番号4番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、732㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料50ページを併せてご参照ください。申請地は、それぞれ吉野町の「阿波市役所吉野支所」から東へ約400mに位置する農地で、支所から500m以内の農地であるため第2種農地と認められます。農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲には擁壁があるため土砂の流出等の恐れはないものと思われま。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号5番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、194㎡ 転用目的は、「住宅」で、「所有権の移転」です。地図資料の52ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「阿波市立柿原小学校」から南東へ約150m

に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は現在市内で住んでおりますが、出身地である阿波市で持ち家を建てたいと考えていたところ土地と所有者と話がまとまりこの度の申請にいたりしました。なお、申請地は過去に土地の所有者が農地転用許可を得ずに建物を建てていた経緯があり、25年前に建築物は撤去しましたが、土地は農地に復旧することなく現在に至っていたため、始末書を添付いただいております。土地の造成はなく砕石がしかれている状態であり、今後も現況のまま利用するため、土砂の流出はないものと思われま。給水については市が設置している給水管より引き込むことで業務課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後南側市道の側溝へ放流、雨水は地下浸透及び雨水枡を設けて全面道路側溝へ放流することで阿波市の担当課と協議済みあり、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号6番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、422 m<sup>2</sup> 転用目的は、「住宅・駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の54ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「徳島県立阿波高等学校」から西へ約1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は実家で親と同居しておりますが、子どもの成長とともに手狭になってきたため新たに住居を構えたいと考えていたところ、土地所有者である叔父と話がまとまり、この度の申請にいたりしました。土地の造成等については、不陸整地後転圧するのみであり、土砂の流出はないものと思われま。給水については市が設置している給水管より引き込むことで業務課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後南側市道の側溝へ放流、雨水は地下浸透及び雨水枡を設けて全面道路側溝へ放流することで阿波市の担当課と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われま。

続きまして、番号7番と8番は同じ内容のため、まとめて説明いたします。番号7番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1,578 m<sup>2</sup> 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料56ページを併せてご参照ください。番号8番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて2,038 m<sup>2</sup> 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料58ページを併せてご参照ください。申請地は、それぞれ土成町の「阿波市立御所小学校」から東へ約1.5kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。高齢になり農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、土砂の流出等の恐れはないものと思わ

れます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号10番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、651 m<sup>2</sup> 転用目的は、「住宅」で、「所有権の移転」です。地図資料の62ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成小学校」から南東へ約1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●の実家で住んでいるが、職場が●●●にあり遠いため通勤に労力を要しており、職場の雇い主である土地所有者に相談していました。本申請地は前の所有者が農地の管理に苦慮していたため、現所有者が農業をする計画で昨年3条許可を得て取得した農地でしたが、本申請地だと申請者の実家と職場の間の立地となり従業員の利便性も増すため、双方の事情も勘案したうえで、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、山土で盛土後転圧し、周囲には新設の擁壁を設置するため土砂の流出はないものと思われます。給水については市が設置している給水管より引き込むことで業務課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後、東の市道を新設排水管が横断し、地元水利組合管理の水路へ放流、雨水は敷地内で地下浸透させる計画であり、それぞれ阿波市の担当課や地元水利組合と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号11番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て畑 面積は、併せて3,485 m<sup>2</sup> 転用目的は、一時転用で「資材置場兼工事用通路」です。地図資料64ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所本庁」から北東へ約500mに位置する農地で、阿波市農業振興整備計画における農用地区域内農地に該当し、農地法施行令第4条第1項第1号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」とある農用地区域内農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は徳島自動車道の4車線化工事を請け負っています。工事に伴い多数の大型車両が出入りするため、工事用通路、現場休憩所及び作業員用の駐車場等が必要であり、現場付近である申請地を一時転用する運びとなりました。土地の造成については、表土をすきとり不陸転圧後、土木シートを敷設し、通路はアスファルト舗装、その他の箇所は切り込み砕石路盤工にて造成をします。すき取った表土は飛散防止シート、ネットをして現地にて補完し、事業終了後に埋め戻します。周囲にある既存壁より低いレベルで造成し、宅地周辺の仮設道路には3mの仮囲いをするため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。なお、計画地内にある法定外公共物の使用や市道の使用については、それぞれ担当課と

協議済みです。土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に係る手続きは●●●が徳島県の担当課と協議しており、盛土規制法については対象外となっています。また、工事終了後は、碎石・客土を撤去の上、表土を埋め戻し、農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、令和10年7月31日までとなっています。給水は必要なく、排水は雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われま

す。番号12番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て畑 面積は、併せて1,200㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料70ページを併せてご参照ください。申請地は、それぞれ「阿波市役所本庁」から東へ約10mに位置する農地で、市役所から300m以内の農地であるため第3種農地と認められます。農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲には土羽を設けるため土砂の流出等の恐れはないものと思われま

す。番号13番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、290㎡ 転用目的は、「緑地帯」で、「所有権移転」です。地図資料72ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所 本庁舎」から南東へ約1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められますが、農地法施行規則第35条第5号規定にある「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る。）」とある第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われま

す。転用者は、●●●を実施しています。申請地の隣接地に●●●を稼働しており、さらに生産能力の向上を図るため、令和5年8月3日付徳島県指令農林第3102号、3103号で農地転用許可を得て、新たに生産施設を今年新設しました。それに伴いSDGsの観点から余裕を持った環境施設として、工場立地法に基づく緑地帯を整備するため、この度の申請にいたしました。土地の造成については、周辺に影響が少ないように切土・盛土を必要最小限に留めて緑地帯にし、周囲にコンクリート擁壁を設置する計画であることから、土砂の流出等の恐れはないものと思われま

650m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は申請地の南側の道路をはさんだ土地で居住しています。築年数が古く痛みがひどいため、リフォームを検討しましたが新築費用とあまり変わらなかったため、家を立てる土地を探していました。その折に住居の近接地で農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたりしました。土地の造成については、上土を取り除いた後、土砂を入れて整地します。道路と同じ高さで整地する計画であり土砂の流出はないものと思われます。給水については市が設置している給水管より引き込むことで業務課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後西側市道を横断し、市管理の側溝に放流、雨水も敷地内地下浸透及び西側水路に放流することで阿波市の担当課と協議済みあり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号17番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田および畑 面積は、1,115 m<sup>2</sup> 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料81ページを併せてご参照ください。申請地は、「阿波市立林小学校」から南東へ約700m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。健康上の理由で農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲には擁壁及び土羽があるため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第3号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### 【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番・2番を1番米澤委員にお願いします。

○1番(米澤委員)1番米澤です。案件番号1番は、1号議案にもあつたもので、管理はきちんとされているので、問題ないと思ひます。案件番号2番は、譲渡人が耕作できないので、近くの譲受人が資材置き場にするので、問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・4番を2番片岡委員にお願いします。

○2番（片岡委員）2番片岡です。3番・4番なのですが、譲渡人が高齢のため、また事務局のとおり、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号5番・6番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。5番の案件は、元々何か建物が建っていた形跡が残っており、家を建てる使い道しかないと思うので、やむなしと思います。6番は、叔父の土地に甥が家を建てるので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号7番・8番・9番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。番号7番・8番・9番は全部太陽光発電施設の所有権移転ということで、現状と変わらないので、問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号10番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）申請者に聞き取りをしたところ、事務局が説明した通りであり、やむを得ないと考えております。

**【議 長】**

つづきまして、番号11番・12番・13番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。案件番号11番は、先月申請があった続きの、

トンネル前後での資材置き場ということで、転用者の方で管理、また原状回復するというので、何ら事務局通り問題ないと思います。案件番号12番は、農地の管理が行き届かないということで、太陽光発電の話がまとまり、何ら問題ないと思います。案件番号13番は、譲受人が事業拡大のため、駐車場を広げたり、緑地帯を設けたりします。事務局の通り何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号14番・15番・16番を14番金山委員にお願いします。

○14番(金山委員)14番金山です。14番については、事務局の通りであり、改良区の除外の手続きも終わっており、問題ないと思います。15番・16番については、第1号議案の絡みでもありますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号17番を19番十川委員にお願いします。

○19番(十川委員)19番十川です。昨日、現地を確認しましたら、耕作はしておらず、かなり年数がたっておりました。譲渡人は、管理に苦慮していたところ、太陽光発電の業者と話がまとまり、売買になりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（伊坂）第4号議案 非農地証明について、ご説明いたします。

番号1番 議案書12ページ、地図資料は83、84ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、畑、現況地目は宅地で305㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われれます。

つづきまして、番号2番 議案書12ページ、地図資料は85、86ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、畑、現況地目は宅地で472㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われれます。ご審議のほど、宜しく願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては、事務局説明通りで、申請者に聞き取りをしたところ、申請地の倉庫は30年以上前から建っており、原状回復できないため、承認もやむなしと考えております。

**【議 長】**

つづきまして、番号2番を17番武澤委員にお願いします。

○17番（武澤委員）17番武澤です。先程の事務局の通りであり、申請地の上に建物が建っており、20年以上経って農地に変える可能性もないことから、今回の申請になりました。慎重なるご審議のほどよろしく願いたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第5号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年6月18日付け阿農振第270号で阿波市長より諮問を受けております。

それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第6号」をご覧ください。6ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、38件 120筆 総面積109437.66㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、25筆 35,158.00㎡。使用貸借が、6筆 5,281.00㎡。次に、新規で賃貸借が、56筆 46925.66㎡。使用貸借が、33筆 22,073.00㎡。なお、解約者につきましては、7ページから8ページをご覧ください。13件 37筆 42,173.00㎡となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われま

で、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしく願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では全地区について、農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。

以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありました。質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第7号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(松浦)失礼いたします。農業振興課の松浦と申します。よろしくお願ひいたします。それでは本日、第7号議案におきまして、「意見の聴取」をお願ひしております、「阿波市農業振興地域整備計画の変更」について説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。こちらは、先般4月に農業振興課で受付をいたしました「農業振興地域の農用地区域内農地」を当該農用地区域から「除外」していこうという案件でございます。このような変更に係る手続きを進めていく上で、市は農業委員会の意見をお伺いする必要がありまして、具体的には、これらの変更が適当か不適当かについて、「意見書」という形により回答をお願ひしているものでございます。対象となる個々の農地につきましては、先に議案書と一緒にお送りしておりました「農用地利用計画変更一覧表」及び「地図資料」により、事前にご確認いただいているところかと思ひます。また、これに加えまして、皆様のお手元に「農用地利用計画変更目的別集計表」と記した資料をお配りしておりますが、こちらの資料に誤りがございます。資料の右上に第5号議案関係とありますが、正しくは第7号議案です。訂正してお詫び申し上げます。こちらは、4町ごと、除外の目的別にまと

めた集計資料でございまして、本日は、この参考資料をもとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、資料をご覧ください。

まず、はじめに、吉野町分でございますが、案件としては 4 件、6 筆、面積にして 5,346.00 m<sup>2</sup> の除外申請を受けております。目的別の内訳としましては、「太陽光発電施設」が、1 件、1 筆、1,415.00 m<sup>2</sup>「駐車場」が、1 件、3 筆、2,848.00 m<sup>2</sup>「住宅」が、2 件、2 筆、1,083.00 m<sup>2</sup>となっております。

次に、土成町分ですが、合計で 6 件、7 筆、面積にして 5,090.99 m<sup>2</sup> の申請がありました。内訳としましては、「住宅」が、2 件、2 筆、984.00 m<sup>2</sup>「倉庫」が、1 件、1 筆、680.00 m<sup>2</sup>「進入路」が、1 件、1 筆、90.99 m<sup>2</sup>「太陽光発電施設用地」が、2 件、3 筆、3,336.00 m<sup>2</sup>となっております。

続いて、市場町分でございますが、合計で 7 件、11 筆、面積にして 7737.00 m<sup>2</sup> の申請がありました。内訳としましては、「農業用倉庫」が、1 件、1 筆、2504.00 m<sup>2</sup>「住宅用駐車場」が、1 件、1 筆、161.00 m<sup>2</sup>「宅地」が、1 件、1 筆、96.00 m<sup>2</sup>「太陽光発電施設用地」が、4 件、8 筆、4976.00 m<sup>2</sup>となっております。

最後に、阿波町分ですが、合計で 10 件、31 筆、面積にして 23,108.00 m<sup>2</sup> の申請がありました。内訳としましては、「住宅敷地」が、1 件、2 筆、345.00 m<sup>2</sup>「住宅」が、1 件、1 筆、565.00 m<sup>2</sup>「住宅敷地の拡張及び倉庫」が、1 件、2 筆、117.00 m<sup>2</sup>「駐車場」が、4 件、5 筆、3104.00 m<sup>2</sup>「店舗」が、1 件、13 筆、8,701.00 m<sup>2</sup>「倉庫」が、1 件、7 筆、9,406.00 m<sup>2</sup>「資材置き場」が、1 件、1 筆、870.00 m<sup>2</sup>となっております。

以上、この度の除外申請の総数としましては、27 件、55 筆、総面積にして 41,281.99 m<sup>2</sup> となり、これらの土地を農業振興地域の農用地区域から除外していくものでございます。

続けて、その下、2 の「編入」の案件でございますが、土成町において、35 件、60 筆、総面積にして 9,394.65 m<sup>2</sup> の農地を、農用地区域に編入していくものでございます。編入目的は、「農地中間管理機構関連・農地整備事業」実施のため、となっております。当事業は、申請地とそれに隣接する青地も含めた一体の農地を対象に、ほ場整備を実施するものでございますが、青地であることが事業実施の要件となっており、これを満たすための手続きということでございます。

以上、大変簡単ではございますが、第 7 号議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

#### 【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありました。質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第7号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取については、承認し、整備計画の変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第8号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第8号議案、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。まず、最初にⅠの農業委員会の状況についての1の農業委員会の現在の体制についてですが、任命の期間・農業委員・農地利用最適化推進委員の人数は表の通りです。2は農家・農地等の概要でございます。農家総数3,017、農業経営対数1,848、基幹的農業従事者数は、4,210人その内、女性が1,860人、40代以下が372人です。この数字は、直近の農林センサスに基づいて記入しています。次の表の認定農業者から集落営農経営の数字は、農業振興課の資料に基づいて記入しています。耕地面積は、3,500ha 内訳としまして、田が2,980ha 畑が520haです。この数字は、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しています。2ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の実施状況についての(1)成果目標の農地の集積であります。現在、管内の農地面積は3,500ha これまでの集積面積が841haです。集積率は24%でございます。②の目標と③の実績は、表の通りです。結果として実績が目標を上回っております。次に(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。現在、阿波市では1号遊休農地面積は72ha うち緑区分(トラクターで耕起できる)農地が41ha

a・うち黄区分（トラクター及び重機で耕起できる）農地が31haとなっています。②の目標と3ページの③の実績及び④のその他は、表の通りです。結果として、実績が目標どおりの結果となっております。次に（3）の新規参入の促進についてでございます。令和3年度は、14経営体で面積は7haです。令和4年度は、9経営体で面積は5haです。令和5年度は、8経営体で面積は6haとなっています。②の目標と4ページの③の実績は、表の通りです。2は、最適化活動の活動目標についてです。（1）推進委員などが活動を行う日数は月に7日です。（2）活動強化月間の設定回数は、①の目標と②の実績は、表のとおりです。5ページ（3）新規参入相談会への参加については、①の目標と②の実績は、表のとおりです。

以上で、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、第8号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第8号議案については、原案どおり、承認することに決定しました。

**【議 長】**

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 13ページをお開きください。今月は、4件7筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、4件7筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、14ページから15ページまでとなります。今月は、6件10筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、6件10筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第3号、「2アール未満の農地転用届」について、ご説明いたします。

番号1番、議案書15ページ、地図資料は87・88ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「畑」現況は「宅地」、登記面積は1,091㎡でございまして、このうち32㎡の転用でございまして、転用目的は、「農業用倉庫」でございまして、届出地には、平成16年から農業用倉庫の敷地として利用してきたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。

続きまして、番号2番、議案書15ページ、地図資料は89・90ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「畑」現況は「宅地」、登記面積は581㎡でございまして、このうち134㎡の転用でございまして、転用目的は、「農業用倉庫」でございまして、届出地には、平成8年から農業用倉庫の敷地として利用してきたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。

以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

**【議 長】**

報告について以上でございしますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なし」の声あり）

**【議 長】**

なければ、以上をもちまして、令和7年第6回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年7月25日（金曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

(終了時間 午後2時53分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員